

平成19年度 第13回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成20年2月6日（水）13:35～15:35

場 所：北海道立道民活動センター 730研修室

出席者：

（委員）井上会長、五十嵐副会長、林委員、林委員、宮田委員

（事務局）川城地域主権局長、井筒地域主権局次長、
出光地域主権局参事、田中地域主権局参事、
平井地域主権局主幹

○川城地域主権局長：

定刻になりましたので、今年の第1回目ということでございますけれども、通算で第13回の道州制特区提案検討委員会を開催をさせていただきたいと存じます。

それでは議事、会長よろしくお願いたします。

○井上会長：

ではこれから、第13回目になりますけれども、道州制特区提案検討委員会を開催させていただきたいと思えます。

お手元に配布されている資料の2ページ目に委員名簿が出てると思えますけれども、先ほど聞き及んだところによりますと、委員の一番最後のところに名前があります、委員の山本委員が急遽風邪でご欠席ということでございましたので、ここに参集しております、私を含めて5名で、本日の委員会をやっていきたいというふうに思えます。

それでこれは、この委員会第1回目を7月の末日、30日にやって、それ以降、12月の中旬まで12回ですね、ほぼ毎週と言っていいぐらい会議を積み重ねてきて、その後およそ1か月半の間、休会というような形になりましたので、私も先ほどちょっと委員の先生と話をしたんですが、虚脱状態に近いところまで来ておりますけれども、これからですね、私どもに与えられた道あるいは道民の皆さんから付託されている任務を、着実に一步一步片付けていきたいというふうに思っておりますので、今年もですね、よろしくご協力のほど、運営につきましてはお願いしたいというふうに思えます。

この間ですね、その12回会議を開いてきた中で、10月の中旬に第1回目と言いますか、緊急提案ということで、5案件を知事のところに答申をいたしました。そしてその後、12月の中旬にまとめました第2回の提案では、11件ということで、提案を申し上げました。

これから今日の議題について一つ一つ説明をしたほうがいいかも知れませんが、まずですね、それに入る前に、現状どういうふうになってるのかということで、お話、事務局からいただきたいと思えます。

緊急提案につきましては、これは国のほうにあがっているということでありますが、第2回の提案の部分というのは、これは道民の皆さん方のヒヤリング等々を受けて、そして今月末開催予定の第1回定例道議会で審議をするということになってると思えますが、その辺りも少し詳細にですね、正確なところを事務局からご説明いただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○田中地域主権局参事：

それではお手元の資料、資料1及び資料2についてご説明いたします。

まず資料1でございます。

これは道州制特区提案の状況につきまして、緊急提案でございました3分野5項目、また、答申12月にいただきました3分野11項目につきまして、性質別、いわゆる権限移譲なのか、税財源の移譲なのか、関与の廃止なのか、はたまた条例範囲の拡大なのか、その他法令の制定改廃なのかといったものを、一応暫定的にでございますが、整理したものでございます。先ほど会長のほうからもございましたが、まず右側で国への提案時期等と書いてございますが、10月3日にいただきました緊急提案につきましては、12月12日、全会派一致でご賛同いただきまして、それを踏まえまして12月19日、国へ正式提案を行いました。この国への提案に当たりましては、道議会におきます道州制・地方分権改革推進特別委員会の自民党の竹内委員長、民主党の高橋副委員長、それと知事と3者で、増田道州制担当大臣のところに提案をしたということで、国会がねじれてる中で、オール北海道の取り組みというもの、国におきましてもある程度一定の評価を得たものと思っております。おかげ様でこのような形で、現在国においてこの扱いについて調整をしていると聞いてございます。

また第2回答申、これは12月18日にいただきました。これにつきましては資料の2を見ていただきますと、ここにいわゆる市町村意見というものを書いてございます。12月18日の答申をいただきまして、12月21日から約1月間、市町村に文書で意見照会を行った結果でございます。これにつきましては、一応16市町村から意見が寄せられました。

簡単に説明いたしますと、まず国土利用の規制権限等の移譲につきましては、札幌市から①、関係省庁との協議を必要とする事項についても、今後移譲がなされることとか、また佐呂間町、許可権限が道に移譲されればスムーズな事務処理が可能である。上士幌町、真ん中のほうでございますが、許可権の権限移譲にとどまらず、長期的には国法との整合性を図りつつも、道州の地域特性を総合的に生かすことができる方策を確立すべき。また弟子屈町、一番下でございますが、賛成といったような意見が寄せられました。

また人工林資源の一体的な管理体制につきまして、函館市から、2行目でございますが、人工林の一体管理体制は必要と。ただ次の事項については考慮・検討する必要としまして、○のところでございますが、管理計画と施業計画との整合性の形が不明確なので、そういった点についていろいろもう少し整理をしてくれと。

めくっていただきまして2ページ。

函館の続きでございますが、上から3行目、森林所有者に更なる負担を強いると。いわゆる私有財産に対する規制強化ということになります。そうしたことから、その2行下でございますが、伐採量調整のルールとか、新たな審査基準、こういったものがその下、財産権侵害の可能性などあるものですから、ポツに書いてございますが、補助金とかそういった手当が必要ではなかろうかという形が出てまいりました。安平町でございます。伐採量の抑制も必要と。2行目、ある程度の更新も必要と。それで森林所有者の私的財産を抑制するという観点から、補償する制度なども必要ではないかというご意見。また安平町、下から2行目、伐採量の調整などの以前に森林転用の抑制などが必要ではないかといったご意見でございます。あと上士幌町、2行目後ろのほうですが、森林所有者の経営意欲が低下している中、少しでも木材価格が高いうちに伐採したいと考えるものですから、下から3行目、経済活動として成り立たなくなってしまう可能性があるので、罰則の強化のほうがいいのではないかとといったご意見もございました。

あと特定免税店、旭川から、道内各地の空港、複数箇所指定してほしいといった話が

出ております。

それで次のページ。国際観光振興業務特区、これにつきましては札幌市から、投資減税などを伴いますが、市町村財政に影響を及ぼすので、市町村に協議をしてほしいといった話。

また企業立地促進法につきましては、同じく札幌市、同様の趣旨。また小樽市、移譲は賛成。ただ国の動向を見極める必要があると。室蘭、国の協議・同意が不要になれば、迅速になることが期待と。あと適用対象業種が道条例で変更できるならば、いろいろ産業集積の実現が期待されるといったご意見でございます。

あと外国人人材の受入れ。今金町でございます。これは1行目、将来的に北海道のためになるとは考えられず、提案部分の見直しを望むということで、3行目の最後のほうですが、土地に根付く者が、来訪者を心からもてなすことが本当のホスピタリティであるということでございます。更にまたその段落の最後のほうですが、治安上の問題も含めて、どういう見通しがあるのか疑問ということでございます。それで下から2行目、北海道が必要としているのは人材の育成。いわゆる外から招き集めるのではないといったご意見でございました。

めくっていただきまして、今金町のところで下から2行目、道内人材の掘り起こし、郷土愛に基づいて振興策でなければ、なかなか理解が得られないのではないかといった内容。また猿払村、ここちょっと、構造改革特区でこの猿払村におきましては、いわゆる研修生、50人以下の企業について普通3名なんですけど、特区で6名になっておるといったことを今やっておると。それで真ん中にございますが、この外国人研修生受入れ特区について、その3行下のところで、現在研修1年、実習2年と、受入期間延長を望むということで、いろいろ委員会でも議論いたしましたけど、いわゆる研修生、外国人の研修生の話に関する要望等の感じで見受けております。

あと町内会事業法人制度。札幌市、町内会が保有する自動車、例えば税の軽減をやるとか言ってるんですが、町内会への寄付というものが税法上の特例措置になりますと大変よろしくて、町内会館の建設の時の寄付の募集に大きな効果が期待できるのではないかと。それと次の○のところ、ただ役員の高齢化、担い手不足などなど、当初はハードルを低くすることも必要ではないかと。最後に事業の範囲を明確に、どのような事業が対象になるか明確にすべきである。

5ページでございます。それで今いろいろ地域の夏祭りとか、そういうのもやっておりますが、こういうものも対象になるのかという、制度設計の議論でございます。それで一方で、ポツの2つ目でございますが、町内会は地域の情報をよく保有してるので、事業内容によっては商店街組合など、他の組織との調整と言うんでしょうか、こういう必要が出るのではないかと。いずれにしても条例を作る時にはマニュアル作成をお願いしたい。あと小平町でございますが、これはですね、法人税の課税対象、町内会が法人格を取得できても法人税の課税対象になるだけと。これは公益法人の目的外のビジネスとかのケースを想定してるかと思われませんが、ちょっとそういう税の話が出てきております。あと稚内、法人格を取得してグループホームなどをやれるようになれば、大変いいという話。また網走市、真ん中でございますが、もともと活動は住民の参加協力及び町内会費でやっておると。そうしたことで、極端な利潤追求によって地域住民のつながりを壊すこととならないような制度設計が必要と。あとは室蘭、真ん中でございますが、補完性の原理を住民に最も近い地方自治組織として町内会のみ委ねることはなかなか難しい。その一番最後のほうで、今後の町内会活動のあり方について検討することが重要ということでございます。

次、めくっていただきまして、法定受託事務の自治事務化につきまして小平から、基

礎自治体の体制整備が伴うことが前提となると。すみませんちょっと意見の意図が掌握できてない状態でございます。

あとその他、その他は蘭越町と津別から来ておりますが、蘭越につきましては、いわゆるこういうことをやって財政負担と道職員の削減の中でどのように対応するのかといった懸念。あとまた津別につきましては、FM放送の関係のどちらかと言えば提案に近い内容でございます。

ということで、残り164ですから16市町村からご意見をいただいたという状況でございます。以上でございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

緊急提案の部分の動向、そしてあとは第2回提案に関わるその処理の方向という形で、今、事務局のほうから説明をいただきました。

確認ですけれども、緊急提案はもう国にあがって国の検討を待つということになるわけですが、その後で説明のありました第2回の提案、答申ですね、については、これは道の事務手続きと言いますか、こういった類の処理としては、パブリックコメントあるいは市町村の意向調査ということを踏まえて、これのたたき台に私どもが出したのがなっているということで、それをたたき台にして今言ったパブリックコメント、そして市町村の意向調査というのがあって、そういったものを全て整理した形で、基本は変わらないんだと思いますが、こういった市町村の意向調査の動向等々も踏まえて、道議会に道から提案されて、そこで審議が行われて可決されたものをもって、国に提案するという理解でよろしいのですね。

(川城地域主権局長～はい。その通りです。)

ですから今出てきた部分については、若干、意味不明というのは、ご意見を寄せていただいたほうが意味不明なのか、私どもの提案がわかりにくかったのか、多々あるかと思えますし、また相反する意見がその中に織り込まれていたとか、いう部分あるいは国から権限を移譲された後に、実際の運用に当たってはこういう点を注意してほしいというようなどころもあったと思うんですが、私どものこの委員会に付託されている役割とすれば、第2回答申をもってというところで、およそのところは片付いているというふうに理解してよろしいわけですね。

(川城地域主権局長～はい。)

わかりました。それでですね、議題に沿ってその後は進行させていただきたいと思いますが、お手元の次第で2議事ということで、ここに本日審議していただくことの議題が列記してあります。

それで忘れないうちに言っておきたいんですが、ここの会場が2時間の借り上げということになっているようですから、その点ご斟酌の上でですね、ご意見等々をいただければというふうに思います。

それで(1)、これは道民提案の状況についてということで、これはこれまでですね、私どもが審議してまいりましたものは、248件でしたか、250件弱の提案を1つ1つ整理をして、そして特区になじむものなじまないもの等々分けて、そこで審議をしてまいりました。一部は国への提案という形につながったもの、これに12月その以降で

すね、あがってきたものがおよそ40件あるということでしたので、今日まで道民の皆さん方から提案いただいているもの全てを含めて、今どのような状況になっているのか、先ほど申し上げましたけども、既に整理の区分けが済んだもの、国にあげたもの、あるいはなじむもののうちにまだ結論が引き出されていないもの、そして40件はまだ棚卸しそのものが、整理が行われていないので、そこも全部含めて道民の皆さんからの提案の状況についてということで、事務局から報告を受けた後、ここで意見の交換をしてまいりたいと思っております。

それで次のところもちょっと申し上げさせていただきたいのですが、(2)道民提案(追加分)の第1次整理についてということで、これは今申し上げました、最初にとりまとめた248件、その後の追加分40件のことについて、区分けをするということがあります。ただあらかじめ、先生方におことわりしておくのは、(1)の道民提案の状況についてという中には、もう追加分が含まれた形で表の中にとりまとめてありますので、実際の詳細な審議はこの委員会でやるということですから、(2)をやった上で、もし事務局の提案を一部修正するというようなことがありますと、(1)にさかのぼって、自動的に事務局で整理してもらおうという形で、進めさせていただきたいと思っております。それで(3)は、今後の検討テーマということでありまして、(4)はそれに基づく審議のスケジュールという形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

それで(1)の道民提案の状況についてということで、まず事務局のほうから説明させていただきたいと思っております。追加分についてはもう今おことわりしておりますので、今から説明ある部分の追加分については、修正があるかも知れないということを念頭に置いて、説明させていただきたいと思っております。

○田中地域主権局参事：

それではお手元の資料3、平成19年度道民提案の検討・整理状況(集計表)ということで、一応暫定整理ということではございますが、まず頭の集計表からでございます。これまで合計欄、順番にまいりますと、分野別でAからZまで分けまして、合計がございまして。その中でいわゆる道民提案、A+Bとございますが、これらを足しますと、合計欄の当初分248件と、道民提案をいただいたと。そうしたもので、今回追加で40本が入り、道民提案は現在288本という整理でございます。それでその、当初分の248に対しまして、次のa+bでございますが、項目数というのが204となっております。これは例えばAの地域医療であれば、43の提案がございましたが、重複等がございますので、そこを整理して28項目ということで、整理をしております。そういう形ですと、248に対応する項目数は204項目という形で、1番から204番までメリデメ表の中では通し番号で整理をしておるという形でございます。それで今般、暫定ではございますが、追加分40件につきまして、とりあえず項目数としては38件ということで、番号振りとしては205番から242番という形で整理をしております。併せまして項目242本という形でございます。

それでそれを、特区提案として検討すべきもの、また特区提案によらなくても対応可能なものというものを右側で分けております。それでその中でまずA、道民提案数で申しますと、特区提案として検討すべきもの、合計欄で132件、比率で45.8%。それでa項目数、重複を整理した項目数でいきますと89項目、比率で36.8%。これは追加分を含んでおりますが、そういう整理をしております。

それでは検討結果といたしまして、これまでいろいろ審議をいただいた中で、答申につながったものというものが、第1回目4件、第2回目13件、足しますと17件、かっこ書きで13件と入れてございます。このかっこ書きは下に書いてますが、答申数を

内書きしてございます。この理由は左下注書きでございますが、その関係について申し上げますと、まず①、第1次答申3分野5項目につきましては、水道法につきましては、これはどちらかという道庁側の提案に近かったものですから、道民提案に根拠を置いておりません。従いまして、この水道法を除く、札幌医大、労働者派遣、地方公務員派遣、JAS法の道民提案で数えますと一応4本ということで、そういう頭の整理でございます。また第2回答申3分野11項目につきましては、町内会事業法人制度、あと法定受託事務の自治事務化、これにつきましては、どちらかと言えば議論の中で出てきている世界でございます。道民提案に根拠を置いてないと言うんでしょうか、道民提案をベースにしてないこともありまして、それを除く11から2項目を引きました9ということで、道民提案をベースとして提案に結びついたものは、4+9の13項目という形でございます。あと議論の過程の中で出てきた、水道法、町内会法人、あと法定受託事務、これはとけ込んでしまいますけども、これを入れますと16本という整理でございます。このようなことで、ちょっと提案数と項目数と答申数が非常に重複して、関係がわかりづらいところもございまして、一応このような整理をいたしました。

それであと、継続検討とされているもの、一応合計欄で申しますと72件という形でございます。なお、例えば現行制度で対応できるものとして、特区提案として対応可能なものをB、道民提案数でいうと156、項目数でいうと153という形で整理できると、いうものが頭の一応整理表でございます。

それでめくっていただきまして、次に、これまで頭の整理というんでしょうか、248件+40件でございますが、これまで検討いただきました、いわゆる第1次整理を終えていろいろ議論してきた中で、個別事項ごとに整理をしております。例えば1行目、医育大学の定員増、No.1。これにつきましては4本の提案がありまして、答申第1回目①、第1回目答申に結びついたという整理でございます。そう見ていきまして、あと次のNo.2、地域での臨床研修義務化、これについては継続検討と。そういう整理をしております。それと例えばNo.11でございますが、医療機関のグループ化につきましては、現行施策で対応可能といった形で、一覧表で一応整理をしております。

それで見ていきますと、例えば真ん中にNo.205、医師、看護師等医療従事者の需給調整と。これが今回新たに出てきました40本、太枠で一応示してございます。これは一応事務局の整理としましては、その他、特区提案によらないでいくという形で整理をしております。

更にもうちょっと下がっていただくと、養成施設の権限移譲、9番。9番につきましては、継続検討と一応なっております。今般206番としまして、保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等という提案が新たにまいりました。これをずっと右にいきまして、摘要欄というんでしょうか、見ていただきますと、No.9と書いてますが、要は9番とほぼ類似のもので、ここは太枠で括ってございまして、この枠内が言ってみれば仲間であるという項目に一応整理ができるということで、この206番につきましては、No.9にとけ込んでいくと言うんでしょうか、提案は2つになりますけども、項目としては1つになるという形で、順次248件のやつをベースにいたしまして、新しく加わったところは黒枠で整理したと。それで後ほどメリデメを説明する時にこちらも見ながらですね、やりたいと思いますので、表の説明でとどめさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

資料3、平成19年度道民提案の検討・整理状況（集計表）という形で、事務局から

これまであがってきていた提案、そしてそれがどういうふう処理されたのか、されようとしているのかということについて、説明がありました。この事務局の説明について、ご意見あるいはご質問がおありでしたら、お出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ちょっと他の先生の前に、私ちょっと1つだけ質問なんですけど、ページ1で今、丁寧に説明があった、中ほどの9番と206番、これ太枠で囲んであるのが、どちらかと言うとずっと見れば205番だとか6番だとかいうので、直近時点で追加的に意見があったもの、提案があったもの。ただ例えば9番と206番は一緒に括弧してあるわけだけども、そうすると先ほど説明があった前のほうのページで、もともと提案が288あったものが、実際には項目数という形でやると242というような形になる。そういう形で、この段階でもう既に整理してあるんですか。9番と206番は1項目という形で。

○田中地域主権局参事：

提案自体は当初と追加は1本1本で整理をしております。ただこの黒枠の議論で申しますと、例えば番号どりで言いますと、1番から204番までがこれまでのもので、205番以降が新規になるんですが、その中でお友達がいるというんでしょうか、既にメリデメとかで整理した中でお友達がいる場合に、そのお友達も含めて黒枠で整理を試みたということで、この黒枠が全て新規というわけではなくて、お友達がいるやつはお友達含みで黒枠で囲んだという趣旨でございます。

○井上会長：

これは項目数として、今2つであがってるのか、1つであがってるのか。

○平井地域主権局主幹：

項目数としてはですね、当初1本、それから追加分として1本ということで、両方も1本ずつカウントしております。それで内容的に重複してるものですから、その関係で一緒の仲間ということで、便宜上黒枠で9番の下に入れさせていただいて、今度はメリデメのほうで検討いただく時に、こちらのほうの一覧表を目次的にご覧いただきながら、前回までにやった議論を思い出していただきながら、そう言えばそういう話があったなというところで、仲間として9番と205番というふうに括弧させていただいておりますので、項目数としてはあくまでもここで番号どりをしたものは1本1本ということで、カウントさせていただいております。

○川城地域主権局長：

項目数としてまとめたから数が少なくなったわけではないんですか。違うんですか。すみません、私が言っちゃいけないですね。

○井上会長：

わかりました。
そのほか、先生方いかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

では、次に移らせていただいてよろしゅうございますか。
大事なところは2番、3番というふうになっていくと思いますので。

では、2番の部分について、事務局のほうからご説明いただきたいと思います。(2)道民提案(追加分)の第1次整理についてということで、お願いいたします。

○田中地域主権局参事：

それでは、お手元の資料4及び資料の4の(個表)というのがございます。それで資料の4につきましては、いわゆるメリット・デメリット表ということで、特区提案として検討すべきものと、それと特区提案によらなくても対応可能なものということで、事務局ベースで一応整理をさせていただいたという趣旨でございます。

それで今般、個表のほうのご説明は省略させていただきますが、先ほどありました資料の3、目次的に使っていただく資料の3とですね、資料の4に沿いまして、順番に整理をしていきたいと思っております。

それではまず、説明の中心は資料の4でまいります。まず資料の4、特区提案として検討すべきもの。番号206番、保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等と。これは資料3、目次のほうを見ていただきますと、ここは206番ということで、1ページの先ほどありました真ん中のところのございますが、かつて9番、養成施設等の指定権限の移譲等で一度議論はさせていただいたところでございます。それで提案の趣旨といたしましては、保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定及びその施設の指定を知事ができるようにするという趣旨でございます。メリデメ表、事実関係の整理でございますが、これはそもそも国が行っている理由といたしましては、これは国家試験であるということで、国家試験は国がその養成校についても指定を行うというのが、根っこの考え方でございます。それで具体的に施設基準につきましては、保健師助産師看護師学校養成所指定規則、また指定につきましては施行令で整理されておりまして、また施設の指定につきましては大学は文科大臣、養成所は厚生労働大臣という形になってございます。それでメリデメ、これはなおした時のメリデメということでございますが、メリットは実情に応じた指定ができる。また施設基準の緩和もできると。また手続きが、今これは先ほどの養成所の指定とは別に、知事が専修学校としての認可というものをやっておるんで、そこの手続きが一元化されるというメリットがございますが、デメリットといたしまして、独自に基準を緩和しますと、いわゆる看護師さんの質の低下とか、あと教育内容につきまして、国家試験なものですから、国家試験に対して独自基準でやった時に、場合によっては受験が不利になる可能性があるのではなかろうかという点でございます。これにつきましてはかつて、理容師法、美容師法、調理師法で3本、養成学校の指定を提案しました時に、北海道知事の試験であります調理師については権限移譲がなされましたが、理容師、美容師については国家資格だからダメよと言われた経過がございました。というのが一応206番でございます。

次に207番。これは病院、診療所の人員及び施設の基準についてでございます。目次というんですか資料3、1ページの下から3つ目、番号207で置いてございますが、ここは医療法によりまして、いろいろ病床の種別で医師の配置数が決まっているという点につきましては、いろいろ議論もございましたが、メリデメ表に移っていただきますと、事実関係の整理。医療法21条に基づき、病床の種別により医師の配置数が決まっています。これを改正すれば提案趣旨が満たされますが、メリット、これは医療機関の経営負担が軽減。デメリット、質とか安全性の問題。また、逆に今、1人の医師に過重な労働が生じた時に、非常に耐えきれなくなってやめてしまうというケースもあって、なかなか医師の配置基準というものを緩めるということに対しては、逆にその医師の定着が難しくなるおそれがあるのではなかろうかという整理でございます。

続きましてメリデメのほう、209番。国有林・道有林の維持管理の一元化でござい

ます。資料3、目次のほうでございますが、3ページになります。3ページのところで、3ページの上のほうに209番というのがございますが、これまでの提案の中でも森林管理の一元化というのが37番で一度整理をさせていただいておりますが、これにつきましてメリデメのほうに戻っていただきますと、概要、国有林と道有林の維持管理を一元化できるようにすると。これは事実関係で申しますと、国有林、現在国有林野は国が直接管理をしてございます。それで民有林については、これ森林所有者でございますが、国有林は国のもので国が管理ということで、3つ目のポツですが、国有林と道有林が一体となった森林づくりというのを、いわゆる連携・共同事業ということで今実施してございます。これは平成14年に林野庁のほうと北海道のほうで覚書を結びまして、いろいろ会議等、情報共有をしながらやっていこうという取り組みはやっております。また、一番最後のポツですが国有林野の独法化、これは平成21年度までに行われることになってございまして、そういう国有林野の制度見直しというのが想定されております。それでメリット、これは地域の需要動向に応じて一体的な利用とか、そういういろいろ資源の供給ができるとか、国との連携とかは当然のことですが、道が一元的に整理できると。デメリットとしては、管理面積が非常に膨大になるものですから、隅々まで行き届くのかという点でございます。これまでの議論の中では、18年4月の政府・与党合意、道州制特区推進法ができる段階で、3桁国道の移譲など大規模な職員の移動が生ずる場合については、北海道における行革の状況とか、道州制の展開をゆっくり整理してからやりましょうという覚書がございまして、それからいきますと、国有林野につきましては千人を超える規模ということで、恐らくそちらの政府・与党合意の縛りというんでしょうか、そちらのほうに該当するのかなという説明をこれまでしてきたように記憶してございます。

次にメリデメ、めくっていただきまして2ページでございます。

2ページにつきまして、これは土地利用規制関係でございます。

まず211番。これは目次表でいきますと3ページの一番下でございます。これは農地転用許可の権限移譲というものとかかなり密接に関連しておるんですが、これは既に一応第2回答申の国からの権限移譲ということで、一応処置済みということで、②ということで、第2回目の答申で一応整理させていただいたというふうに考えてございます。

それで、資料3のほうをめくっていただきまして4ページ、目次の4ページでいきますと、212番。土地利用規制の決定に係る国の協議・同意の関係で、ここは国の関与の縮小等も相まってございまして、メリデメのほうに戻っていただきますと、メリデメ2ページの212番、土地利用規制。これは第2回答申に至る過程の中で、とりあえず森林法、農地法の権限移譲、許認可権限を移してもらおうと。ただ国の同意、関与などは将来的課題として今後検討していくという点に係る提案内容がほとんどでございます。それで事実関係①、国土利用計画法。これは国との協議・同意が必要であるという点でございます。これについてはメリデメのほうでいきますと、デメリットとして、いわゆる国土利用計画法が農地法とか都市計画法等の上位法という位置付けになっておりまして、デメリットの3行目でございますが、個別規制法に基づく諸計画に係る国の関与の廃止という、それぞれの個別法で国の関与、同意がいろいろ書かさってるものですから、そういったものを残したままでは、今現実に国交大臣が行っている関係省庁との調整を、都道府県が代わってやらなければいけないことから、煩雑化・非効率化が危惧されるといった点で出てきてございます。

次に②、自然環境保全法。これは、自然環境保全法につきましては、環境大臣協議が必要な場合がございます。ただその他にですね、事務要領に基づきまして、国の出先との事前協議を行っているという問題点が出てございます。

あと③、自然公園法。これも自然公園法によりますと、関係行政機関の長への協議と
いうのが必要とされております。ただし環境省からは環境省自然環境局長通知、いわゆる
技術的助言に基づきまして、まず地方行政機関の協議を行った上、関係大臣に協議と
いったものが付加されておるといふ点で、いろいろ手続きが煩雑であるといふことでご
ざいます。

農振法につきましても協議・同意が必要とされておると。それでこのデメリットにあ
りますが、農振法デメリットの3行目、国の基本指針に基づいて策定される都道府県の
基本方針に国が関与という仕組みを前提として、いわゆる公共予算がそういう形で来て
おるといふことで、これまでの検討委員会の議論の中でも、国の関与・同意といふのが、
財政上、税制上の特例措置を講ずる場合といふものがあって、そこの整理がまだ我々
不十分であったといふんでしょうか、そこの整理がなかなかつけられなかったといふ点
が、こちらではデメリットとして記載されてございます。

メリデメ表をめぐっていただきまして、次の3ページの森林法。森林法、これは事実
関係のところでございますが、地域森林計画、これはおかげ様で第2回の答申の中で道
と市町村が一緒に作ったり、条例で上乘せ規制をやるという形でのところが今提案に結
びつきましたが、更にまた農水大臣の協議・同意が必要であるといふことで、いわゆる
今後のステップという形で、1回、答申の中では将来課題と置かれた点でございます。
こちらのデメリットのほうは、森林を整備する公共事業の流域別の基本計画の性格とい
うことで、公共事業関連につきましましては、やはり国の関与・同意に対する財政支援措置
といふんでしょうか、それに対する担保といふか、そういうものに対しての危惧とい
うのが見て取れるかと思ひます。

⑥都市計画法。これも都市計画区域の指定とかで協議・同意が必要であるといふ点に、
事実関係としてどうしたものかといふことで、なくなれば当然主体的に行うことができ
るといふ整理でございます。以上土地関係でございます。

次にメリデメ4ページでございます。

メリデメ4ページで、まず213。これは目次表でいきますと213、あとまた21
4。これは第2回答申でいわゆる企業誘致の投資減税とか、国際観光振興特区の関係で、
2回目で処置済みという形で整理されております。

それで215番、カジノ。これは、これまでも215番は、目次の真ん中のところで
カジノの振興といふのは多々出てきてございました。それで継続検討とされております。
それでメリデメの概要でいきますと、これは小樽市へのカジノの設置といふ具体の提案
でございますが、概要でいくとカジノの設置をできるようにすると。小樽市が魅力あふ
れる観光地であり続けるためカジノの誘致といふことで、外国人のみのカジノといふこ
とで、各国の富裕層を誘致したいといふことでございます。それで事実関係でございま
すが、道内世論があまり盛り上がっていない状況にある。カジノに関しては16年、地
方自治体カジノ協議会が設置されて、道もオブザーバー参加しておると。またカジノの
行為は構造改革特区でもなかなか認められない。それで対応は、違法性を阻却する特別
法の制定が必要であるといふことでございます。先ほどちょっとございましたが、北海
道もカジノに関する情報交換会といふのを設立しておりまして、昨日第1回目の会合、
宮田委員も委員として入られていると先ほどございましたが、この中では小樽商工会議
所とか、釧路の複合観光ゲーミング誘致研究会、また滝川青年会議所、札幌商工会議所、
千歳の研究団体、観光カジノ研究網走市議会議員連盟と。あと小樽、釧路、滝川、千歳、
網走市。それと経済4団体並びに北海道、道観連などが入っております。こうした中で
協議内容としましては、国の法制化とか、道州制特区提案などの動向に関することとい
うのが、一応協議事項に入っております。メリット・デメリット、これにつきまして

は、経済効果、雇用創出とか収益金の確保、デメリットにつきましては、暴力団の組織犯罪関与とか青少年への影響、社会的コストの発生といったものが考えられるという形でございます。

次に216番、酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供と。これにつきましては目次表でいうと、かつて民宿・ファームインの活性化ということで、だいぶ議論させていただきました。それで提案趣旨としましては、やはり食品衛生法で義務付けられておりますけれども、酪農家の民宿牛乳の提供については、簡便に提供させてほしいということでございます。ここについてもメリット・デメリット、デメリットにつきましては、食中毒の発生また風評被害等を考えました時に、食の安全でどうかといった点があるかと思われま。

それと217番は国際観光振興特区。これは既に第2回答申で提案済みという格好でございます。

続きましてメリデメ5ページ、金融市場の活性化、219番でございます。

これにつきましては目次表でいきますと5ページになります。これは、これまでいろいろ時差の話、いわゆる夜明けが早いことを利用して北海道で為替市場を作るという点でございます。これについてはメリット、24時間行われれば大変お客の利便につながるけれども、システム整備など非常に経費がかかるという点。

次に220番。これは船用コンテナの国際基準に則した牽引車両の導入ということで、5ページの下のほうにございますが220番。トラックコンテナというのはかつて提案でございました。今回船用コンテナということで、事実関係で申しますと真ん中にございます。コンテナは国際大型コンテナ、あと国内コンテナに大きく分かれます。それで国際コンテナISO規格、国内コンテナはJIS規格。国内コンテナはいわゆるJRに積んでるコンテナということでございます。それでISO規格を入れるかどうかには法的規制はございません。それでそういうコンテナ、12メートルのようでございますが、これに対してISO規格、これは13.7メートルという点がありまして、これは13.7メートルが使えれば非常に便益があるのではないかというものが、メリットとしてあげられております。ただデメリット、道路事情によっては、安全に通行できないことも考えられるという点でございます。

次に221番、これは目次でいきますと6ページ。それでこれは空港の一括管理の時に、ハブ空港化について若干議論もございました。これは千歳空港のハブ空港化という点でございます。収益を北海道の収益とするということで、いわゆる千歳空港の管理権限の移譲というものも想定されているものと考えられます。それでメリット、北海道管理、いろいろ利便性の向上につながると。デメリット、3度にわたりましていろいろ検討を行いました。一応管理費用がどうであるか、また検討委員会の議論の中では空港整備のいわゆる整備財源をどうするかといった点での懸念といったことで、継続検討という整理をされてございます。

続きまして、メリデメ表6ページでございます、222番。目次でいくと7ページ真ん中のほうでございます。222番、路線バスの経営改善のためマイクロバスとかワンボックスカーを利用できるようにする、今路線バスにつきましては、乗車人員11人以上という整理になっております。ところが現状ではいろいろ過疎地とか交通空白地帯の場合、11人未満の乗車定員も、現行制度でも可能ではございます。一応デメリットとしては、こういう規制がある理由として、乗り残しが出ないためということが、デメリットとしては一応整理されております。

次、223番、これは目次表でいくと同じく7ページの今の下のところでございます。地域通貨の導入。これは道州制完全実施時に、円と換金性を保証する地域通貨を導入し、

生活消費財の自地域完全自給自足化、また変動国内地域通貨制を導入するということがございます。これは通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律がございまして、通貨単位は円、通貨いわゆる政府の発行する貨幣、いわゆる10円玉とかは日本国と書いてまして、いわゆる日本国。あと紙幣、これは日本銀行が発行する日本銀行券、これは日銀券でございますが、これが法律で定まっています。これは独自通貨の導入でございますが、変更国内地域通貨制であれば為替リスク。また偽造リスクにどう対応するかといったものがございます。いろいろ非常に、一国二制度に近いものかとも思われるんですが、今北海道20兆円弱のGDPに対しまして、域際収支2兆円といった中での独自通貨というものはどうなのかという視点は1つ必要なのかなという気はいたしますが、このような提案が来てございます。

次に224番、これはバイオ燃料のいわゆる投資減税の関係でございます。これにつきましては目次でいいますと、8ページの一番上でございます。バイオにつきましては検討委員会でも多々議論していただきまして、議論としては途中で継続検討ということになりました。これにつきましては事実関係のところでございますが、事実関係の一番下、平成20年度いわゆる関係省庁の税制改正で一定の前進が見られました。これは農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律。これ一応今、骨子案ができてございます。この中でバイオ燃料製造施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置、交付税の減収補填付きでございますが、3年間半分にします。あといわゆる設備整備の時の特別償却制度とか税額控除制度につきまして、2年間延長ということで、ここは国のほうが法律を作って一定の前進があるという状況でございます。メリットはこういったものを推進、デメリットは、これは固定資産税の減収補填につきましては、留保財源率25%と書いてあるんですけども、要は100分の75は交付税で来るけども、100分の25は自まかない、自分の持ち出しになりますよということで、市町村負担についてどうなんですかという趣旨でございます。これにつきましては、税の減免というのは、補助金の交付か税の減免か、いずれも財政支援でございまして、ここについて100分の25はいわゆる自己負担というふうに思います。

次にめくっていただきまして、メリデメ7ページ。225番、政令市、中核市の要件緩和。目次の8ページの下の方にございます。これは地方自治の分野で一度いわゆる政令市の要件緩和、これ事実関係のところでございますが、政令市要件50万を8掛けにしてほしいとか、そういうのとか、中核市30万人の人口要件をもっと緩和してほしいといった点でございます。ただ事実関係の最後のポツにあります。今29次地方制度調査会で市町村合併を含めた基礎自治体のあり方について検討中という事実関係にございます。それでメリット、それぞれ権限は強化されるというのはございますが、デメリットとして、果たしてこういう組織的に体制整備ができるのかという問題、また、財政措置がきちっと入らなければ市の財政に影響を与えるというデメリットがございません。

あと226番、道道の管理の特例。これにつきましては、資料3でいきますと9ページの上のほう道路管理の特例と。これは昨年の4月から奈井江町、浦臼町で道道の管理委託、委託で出してるのがございます。それでそこにかかわる問題でございますが、226番道道の管理の特例は、町においても都道府県の同意を得て、当該町の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができるようにする。これは事実関係ですが、道路法17条、いわゆる政令都市、政令都市は道路管理ができるわけですが、道路法上は政令指定都市以外の市に対しましては道路法17条2項によりまして、道と協議して同意すれば道道を管理することができるとなっております。町村には規定がございません。それで何で市では同意を得れば管理ができて、町村は法律上規定されていないのという点に

つきまして、改正をしてほしいということでございます。

次に227番、国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止。これにつきましては、目次表の真ん中にございますが、かつて130番でも負担金の廃止というのがございましたが、今般維持管理に係る負担金の廃止という提案でございます。これにつきましては国直轄事業につきまして、道路、河川、都市計画、土地改良、それぞれ国が実施している事業にいろいろ地方団体負担しております。ただ北海道特例という中で、国庫負担率は嵩上げ、例えば道路であれば他県が10分の7の国負担に対して、北海道は10分の8.5といった嵩上げがあるとか、こういうもので、道財政で申しますと18年ベースで860億円ほど他府県より嵩上げになってるという状況でございます。ただ国の直轄事業、これは国家的施策であるということで、特に維持管理費、本来自分のことは自分で管理ということで、国が全額負担すべきではないのかという点につきまして、これまで地方団体、6団体等を含めましてそういう議論がございます。ちなみに北海道の直轄事業負担金、いわゆる北海道が払う分ですが、全国で約1兆1千億円が直轄事業に対する地方の持ち出しでございます。1兆1千億円。道路特財でもよく話になってますが、そのうち北海道の直轄負担金、北海道負担分は1,317億円、約1,300億円。そのうちの建設費が1,088億円。維持管理費が229億円、230億円ぐらいが維持費として国道とか河川の維持費として北海道が負担していると、国の持ち物ですが負担をしているという状況でございます。それでメリット・デメリットですが、デメリットとして、維持管理水準の低下が懸念されるというのが出てございます。

続きまして228番。228は河川です。河川につきましては、やはり維持管理について、先ほどは道路でしたが今度は河川、同じベースになります、そういうものが出ております。

あと229、国道、道道の維持管理の一元化。これは一応、道路法13条で道路管理者が決まっております。そこを一緒にできないかということでございますが、メリットは一体的な管理、デメリットについてはいわゆる道州制特区に基づく交付金で財源が来たとしても、これは国道のみに限定されてしまうので、一元化の効果が発揮されないおそれがあるといったもの。また、国道と道道とのサービスレベルに差異があるものから、なかなか効率化を図れない部分があるというデメリットでございます。

次に234番、一年車検の撤廃ということで、これは目次で言うと11ページですか、目次のほうの11ページの下でございます。これはまず最大積載量2トン未満の車については一年車検の一部撤廃。これは車検制度におきまして、自家用貨物自動車は初回2年後、以降1年後と。緑ナンバー、営業用自動車は一年ごとというので、これについて緩和をしてほしいということで、これは車検費用や手続きの簡素化になりますが、安全性またいろいろ業界の声も聞かないとダメなのかなと思われま。

9ページでございます。メリデメ9ページ、241番、研究開発学校の指定。この研究開発学校の指定、これは目次で申しますと13ページになります。目次の13ページ。これは研究開発学校の指定というのは、事実関係にございますが、まず今の教育制度、国は学習指導要領を定めておると。これは最低の基準であると。それで2つ目のポツ、研究開発学校は、国が学習指導要領の改訂に資するということ、お金を出しまして、研究を3年間やるという制度でございます。それで今でも学習指導要領を超える教育活動は学校の判断。それでこの研究開発学校の指定につきましては、全国で57件ございますが、道内は1件。これは鹿追町でいろいろ小中一貫教育をやっておるのが該当しておるようです。これにつきましては実は、課題・問題点の上のところでございますが、構造改革特区法に基づく研究開発学校ということで、20年から全国展開されるという声もありまして、そうなりますと全国どこでもできるようになると。ただ

し今は学習指導要領のために国からお金が出てますが、それをやるならば自分でやってくれという全国展開になる模様でございます。それでメリット・デメリットございますが、デメリットで申しますと、例えば他の県に転入する時とか、大学に入る時とか、他県と教育内容が違っておれば不利益が生ずるのではないかというデメリットが書かれてございます。

続きまして242番。242番が目次の14の真ん中にございますが、これは介護サービス、事実関係のところにございますが、都道府県が指定権限を有する介護サービス事業所の指定基準、厚生労働省の省令でございますが、全国一律であると。それでこれを都道府県ができるようにということでございます。ただ介護保険につきましても、メリットで人材確保などが弾力的にできますが、デメリットでいうと、いわゆる全国共通の全国プール制ということもあって、独自にやると独自のシステムが必要ではないかとか、利用者が1割負担になっておりますが、サービス内容が違っても同じく1割ということになると、利用者負担の公平性がどうかというデメリットがございます。

以上がとりあえず事務局として、特区提案として検討すべきもの。

それで恐れ入ります、ちょっと時間が長引いておりますが、特区提案によらなくても対応可能なものとして、これはちょっと目次のほうは省略させていただきます。

205番、医師、看護師等医療従事者の需給調整を知事ができるようにする。これはその他に整理いたしました。全国的見地からの検討が不可欠で、医療政策全体の話ではなかろうかということございまして、国においても看護師の養成数に上限を設けるなどの需給調整は行っていない状態にあると。

それで208番、医療対策協議会における知事の指示権限。かつて検討いたしました。今でも一応医療対策協議会で、今会長には知事が就任してございますが、医療関係者はそれに従わなければならないということもありまして、現行法令での対応可能ということで、前回同様の整理でございます。

次、210番、密漁の取締。密漁の取締り、罰則を条例で定めるようにする。これも前回ございまして、現行法令で対応可能と、同じ整理にしております。これで独自に罰則を定めるにしても、あくまでも法の範囲内ということで、現実にこれ北海道も要請してございまして、漁業法の改正によりまして罰則強化が現実に図られておるということで、ナマコ被害等に着目した国の対応でございました。

あと218番、CIQ。これにつきましてはやはり、国家保安上の事務、国の専掌事務ということで、前回と同様の整理をしてございます。

めくっていただきまして12ページ。

230番、これは計量経済学のシミュレーションをして、財政政策の指針を決める仕組みを作ってはどうかと。これはちょっと、要は財政議論かなということで、その他で整理をさせていただきました。

あと教員のへき地の級地を条例で定めるようにすると。これはその他に整理いたしましたが、現在へき地教育振興法によりまして、いわゆるへき地、どこがへき地でどんだけのせるかという、全国一律に整理されております。ただ3つ目のポツにございますが、文科省、平成19年3月、中教審から、給与のあり方ということで、現在へき地手当の見直しもやっておるものですから、こういうものの検討中ということで、その他に整理いたしました。

あと地方行政連絡会議の知事の指示権。これも前回というんでしょうか、248件と同様の趣旨で、今地方団体と国の地方行政機関、開発局とかそういう国の機関が、会議を開いております。全国9ブロックです。これで知事がいろいろ指示をできないかということなんですが、一応、連絡会議が必要があれば関係大臣に意見を出すこともできる

ということもあり、現行で対応可能という整理をいたしました。

233番、コミュニティーFM放送区域の拡大。これも検討委員会でも議論がございましたが、FM、いわゆる経営上、採算性が取れるかとかいう点などもございまして、これまでと同様、国の専掌という整理をさせていただきました。

めくっていただきまして最後のページでございます。

235番、移住促進。これは農地を農業従事者以外の者に、いわゆる農地法3条の関係でございまして、農地を農業者以外に出せるようにできないかと。これにつきましては、3つ目のポツでございますが、地域農業の振興に関する計画を定めるとか、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針を定めれば現行でも可能ということで、こういう整理をしております。

それで236番、これは道交法の制限を70キロとすると。これは、これまでもございましたが、その他に整理いたしまして、現行でも最高速度の指定は可能と。ただしカーブとかそういったものが、例えば70キロとか100キロとか、それに合わせなければ危険性があるという点でございます。

あと237番、これは学校間格差の解消のために、夏休み・冬休み期間の小中学校の校舎開放を行って、子どもたちの学習の場を作ってくれということなんです。これ一応現行法令で対応可能ということで、学校設置者の判断ではなかろうかという整理をいたしました。

238番、国語・算数・理科・社会、4教科。これ5年生から中学校3年生まで学力状況調査と。これはその他に整理いたしました。要は今でもできますということで、財政的なものがあれば今でもできる。

239番、小学校教師の教科担任制。小学校の教諭は全教科の授業を行っているけど、向き不向きもあるので、教科担任制を入れてはどうかと。これはもともと小学校教員、本免許以外に教科免状を持っておりまして、その担当教科を教えることができるということで、今でも対応が可能ということで、特に田舎の小さい学校とかでは現実に1人の先生が複数の教科を教えておる例もございます。

最後240番、社会保険労務士による道立高校での講義。こういう労務士さんとかの授業も必要ではないかということなんです。この非常勤講師として、社会人とか社会保険労務士は現行制度で可能でございまして、現行法令で可能ということで整理いたしました。

恐れ入ります、以上でございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

丁寧な説明だったと思いますけれども、ここでこれから先生方にご意見をいただくとともに、質問等があればお出しいただきたいと思っておりますのは、これはまわりくどくて申し訳ありませんが、議題の(2)道民提案(追加分)の第1次整理についてということでございまして、追加分40件を、特に道州制特区提案として検討すべきもの、そして特区提案によらなくても対応可能なものということで、第1次のそういった仕分けをしていただく。これ今事務局からは提案としてあったものですが、それについてこれからの作業の観点からしますと、一応きちんと整理をし、検討すべきものというのは、従来の言い方でいくと、自分達の手の届くところに置いておいて、あと特区によらなくても対応可能なものというのはリジェクトするということでは必ずしもなくて、一応本棚の中に整理しておくというような観点だと思っております。

それで資料の3について、先ほども説明ありましたが、要するにこの40件も含

めて、全部で288件の道民の皆さん方からの提案がありました。それを項目ごとに整理しますと242件、重複分をはずしますと242件ということでございました。

それでそのうち156件というのが、特区提案によらなくても対応可能なものということで、整理棚のほうに一応置いているわけですが、その残り、つまり89件の項目については、これは道州制特区として検討すべきものという形であります。それで既に国への提案あるいは国に提案するように、前回ここの第2回ですね、委員会で知事に答申することになりました部分を除きますと、継続審議という形では今日の説明も入れて72件残るということになります。

そういうことでありますけれども、先生方には特に資料の4、只今の説明についてですね、ご意見、ご質問があったらお出しいただきたいというふうに思っております。一通りの、どの角度からでも結構ですので、ご意見、ご質問、お出しただければというふうに思います。どなたからでも結構です。よろしく申し上げます。

(各委員発言なし。)

ちょっと間があいておりますので、私からちょっと。これ特に特区提案によらなくても対応可能なものというのは、一旦整理して本棚の上に置くということになりますので、特段のことがない限り、審議という形で項目にあがってくるということがいささか難しいかなというものでありますので、そういう形、若干手の届かないところに置いてもいいのか、あげていかなければいけないというところに置いておいていいのかどうかということで、そのあたりのところを少し慎重にご意見いただきたいと思います。

どなたからでも結構です。

どうぞ。

○宮田委員：

ブランクがあいているので、ちょっと頭が回らないんですが、これ先生あれですか、まず特区提案として検討すべきものにあがってるものは、また今までと同じようにテーマの中で議論していくということで、ただ今やらなきゃならないのは、よらなくても対応可能なもののほうのところ、これはやっぱり検討すべきじゃないとか、いうようなところで、しまう前にもう一度この場では見るべきだと。そういうことでよろしいんですか。

○井上会長：

ここで議論することはもう少し幅が広いんですが、今私が申し上げましたのは、特区提案として検討すべきものというのは、これから繰り返し繰り返し、多分私どもの机の上に置いておくので、出てくると思いますが、あえて申し上げました、特区提案によらなくても対応可能なものというのは、これはもう、若干それよりも遠いところに置く。本棚に置いてしまうので、あれは検討すべきだったというふうに、なかなか記憶が戻ってこない可能性があるので、今のうちにきちんと整理しておけばということの意味がありました。

○五十嵐副会長：

特区提案によらなくてもという中の、この大きい表の11ページの一番下の観光振興のC I Q業務なんですけれども、このことについて、ちょっと記憶があいまいなんです、北海道総合開発審議会、

(川城地域主権局長～北海道開発分科会。)

その中でもちょっと議論があったような気がしまして、どういう発言だったか、C I Qの業務を一部北海道でもできるように考えてはいかがかというような、委員の発言があったと記憶しておりまして、ちょっとその経緯について若干確認しておいていただけたらと思います。そしてそれがどういうふうに可能なのかとか、その責務ということとの関係でどう考えてるのかをですね、お願いしたいと思います。

○川城地域主権局長：

すみません、その点の議論について承知しておりませんでしたので、次回、確認してご報告したいと思います。

○井上会長：

林委員どうぞ。

○林委員：

今回の、例えば特区提案として検討すべきものの中に、メリットが書いてなくてデメリットだけのというのがありますよね。ということはもうこれは、ひょっとしたら議論しなくても大丈夫なのかなという気もするんですが、この辺り事務局のほうでは全くメリットが見つからなかったという感じなんでしょうか。例えば6ページの222とか223は表の上ではデメリットしか書いてないんですけども。

○田中地域主権局参事：

すみません、メリット・デメリット、資料4の個表をつけてございますけれども、庁内関係各部にですね、整理を投げまして、一応出たものを尊重して出したということで、例えばそこに現実に所管する担当部署のほうから出てきたものを一応整理したということで、そう言いながらも地域通貨は地域主権局、うちでございますが、いろいろメリットとしては、まさに江戸時代みたいな藩札じゃございませんけれども、そういうのを考えますとそういうこともいいなとか、1国2制度の象徴だとか入れたい面はあったんですが、気持ちがなかなか文章にならなかったということで、すみません。

○川城地域主権局長：

これは我々の判断として、あまり整理するようなメリットはなかったという判断ですね。個別にですね。

○林委員：

もし事務局段階で本当に書くようなメリットがないのだったら、ひょっとしたら議論に、今回はね、乗せなくてもいいのかなというの、ちょっと、また本当に膨大にあるなというの、思いながら、大変だなというの、ちょっと思いつつ、というのをちょっと感じました。

○川城地域主権局長：

特区としてなじむかなじまないかということだと、なじむということなんだろうけども、北海道としてのメリットがちょっと事務局的に整理するほどのものがないという

ような判断ということで、大きくはこちらのほうに分類をさせていただきましたけれども、メリットのほうでは特段具体的なものは我々で整理できなかったというような整理かと思えます。

○林委員：

私たちのほうで、例えば順番の中で、割とこれは後ろのほうにいくかも知れないというふうに理解いたします。

○井上会長：

いや今、林委員が最後に言われたところ、若干私が考えてることと同じなのかわかりませんが、私は極めて重要な発言だというふうに理解するのです。

つまり事務局、これは局長を始めとして、事務局がいろんな形で各部署にですね、個表を配っていただいて、そこがメリット・デメリットというのを書いて、そして地域主権局でそれを集約してここにあげておられるんだと思うんですね。それでこのところで今私、個別に1つ1つどうのと申し上げませんが、考え方によってはですよ、考え方によっては、かなり後ろ向きなのかなというふうなところもあるし、あとメリット・デメリットをそれぞれ斟酌して、じゃあネットでどうなのといった時には、これはここに書かれてあることだけではね、必ずしも正確に我々として判断ができないので、ここについてはまた後日ね、議論するということがあれば、是非、主権局は大変だというふうに私は思うのですよ。もう、各それぞれの部局からいろいろと締め上げられてるんじゃないかと、私は推測はしてるのですが、大変だと思いますが、やはりこれは根っこのところは道州制というね、地域主権をいかにして確立するかということの議論なので、改めてこの場で議論する時には、是非ともご協力いただきたいというふうに思います。

それで、林委員がおっしゃられたことということでもう一度戻ってきますが、つまりこのところはメリット・デメリットというふうに書いてあって、若干不十分なのかなというふうに思う部分があったとしても、今の段階であったとしても、これは特区提案として検討すべきものという形で残ってるので、絶えず我々は今後の議論の中で、議論をしていくということで、私が直接お答えするのはあれですが、ご理解いただきたい。そしてその次に機会があって議論する時には、もう少し我々としても突っ込んだ形での議論、本当に道民の皆さん方にとって、長期的な観点でやっぱりデメリットが多いのか、あるいはメリットのほうが多いのかというのは、その時に正確に我々は計量しながらね、進めていくということでご了解いただければというふうに思います。

宮田委員どうぞ。

○宮田委員：

はい、ありがとうございます。そのような形でお願いしたいなど。僕はさっきの地域通貨については、僕は非常に前向きなので、全道で新しいものを作らなくても、地域通貨のあれについてはね、いろいろと検討してね、やっていくということは必要だと思います。デメリットだけじゃないと思ってる一人ですので、後での議論でね、いろいろご意見出せばいいかと思いますが、今見た中で特区によらなくても対応可能とまとめられる中で、ちょっと2点だけ、私の目から見るとこれは是非ちょっと考えたらいんじゃないかというのは、メリデメ表の13ページの地域活性化のところ、農業の移住促進の部分のところですけども、現行法でも対応可能ならそれでいいんですけども、前の土地利用のね、ことをどんどん進める中で、農業というのはやっぱり北海道に関しては

非常に大事ですから、ここの説明だけであれではなくて、やはり促進していくところで何か阻害要因となっていないだろうかということも含めて、僕はこの移住促進、これは農業従事者以外のあれは非常に難しい概況でもありますし、これがどういうふうなものなのか、ちょっとここではまず、本箱の後ろに持って行くのはちょっといかがかなというのが1つと、それから道交法の特例の関係でも、やはり今の地域の医療の問題だとか、先ほどの中核都市の制定によって、中核都市にやっぱり医療の充実とかね、いうのを考えて、その周辺の町村からのアクセスに関して、緊急医療の救急車の問題もありましたし、いろんなことで道路と制限速度の北海道の中での問題というのはですね、やはり住民生活にとっては非常に大事な部分でもあるので、これはこのままよらなくてもいいほうに行かないでですね、やはり継続議論のところを持って行ったほうが私はいいのではないのかなと実は思っております、ということで、どうなるかはあれにしてもね、やっぱり継続のほうに置いておいたほうがいいんじゃないのかなというふうな気がしますけどもどうなんですか。

○井上会長：

ありがとうございます。

○川城地域主権局長：

今、宮田先生からのご指摘ありまして、事柄としては非常に我々もトライすべき問題だろうなと思っております。若干法制的な整理をしたものですから、例えば道路交通法のほうもですね、一番下のポツに書いてありますように、現行法令で可能なものですから、可能ということに整理をしたんですけれども、やり方としてもう少し、可能だと言っても実際はできないだろうと。それだったらやり方を変えろと。変える方向で何かないかというご指摘であればですね、その通りだと思いますので、その現行法令で可能だということの中のやり方の問題をもっと検討するという意味で、特区のほうで検討ということに入れることには、事務局としてはそのように整理できようかと思います。

上のほうはどうですかね、移住のほうは。同じですか。ちょっと説明してください。

○平井地域主権局主幹：

先ほどのですね、資料3のほうの11ページのほうをちょっとご覧いただきたいと思うんですけれども、私ども今回この今、宮田先生のほうからご指摘いただいた235番と236番なんですけど、11ページの235番、移住促進ということで、やや下のほうで黒枠で囲っておりますが、これと完全に一致しているわけではないんですが、当初分としてですね、その上の164番というものがございまして、ここで馬との暮らしということで、直接移住というご提案ではなかったんですが、黒枠で仲間としては括ってはいないんですけれども、似たような感じのものということで、この164番が前回、現行法令で可能というような整理をいたしましたので、似たようなものという形でこの235番をまず、現行法令のほうで可能じゃないかということで、整理させていただいたと。

それで先ほどの236番についても、次の12ページですけれども、その上の175番、その他のというふうに細分類ではその他になってますが、似たような形で道路の法定速度、こういったものの特例を設けると。これがいわゆるその他で前回分類させていただいたんで、私どもの事務局案としては、前回の当初分での議論を踏まえた上での整理をさせていただいたというのが現状でございますので、これが固定ということでは全く私どもも考えてませんので、宮田委員のご意見でこれを検討すべきもののほうに移す

ということは、全く私どもとしては異存ございません。

○宮田委員：

是非検討に入れたほうがいい。馬との暮らしとはちょっと違うんじゃないかな。

○井上会長：

いや今、最後のほうに事務局で言われたことの揚げ足をとるつもりはないのですが、前回類似した案件がよらなくてもいいというふうなカテゴリーで処理しましたのでということ、これはわからんわけではないのですが、これ私は何度も申し上げてますように、よらなくていいものというのはゴミ箱に入れるわけじゃなくて、本棚に一旦仮置くということになってますので、その必要に応じて、あるいは議論の展開によって引き出して、机の上でもう一度検討してみようというようなことがあれば、それはすればいいわけというふうに思いますので、これは事務局お手数ですけれども、今一度ですね、特区によるものということで、議論をするたたき台のリストに置いておいていただければありがたい。それで事務局のほうの説明は私自身もよくわかります。私自身がこの道の移住促進をやってますし、あと下のほうの速度の問題というのは、これもここで言ったのか、10年来このところというのは言い続けて来てるわけで、生活道といっても実際に高速道路を走っていると、だいたい制限速度で走ってる車なんていうのは、言ってみればほとんどないというようなところもありますし、一度これ改めて別の角度から。せっかく意見が出ましたのでやってみましょう。

(川城地域主権局長～はい、かしこまりました。)

そのほか。
佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

今の件なんです、235番ですね。これ移住促進というのはわかるんですけども、道民提案がですね、農業従事者以外が農地を取得して農業をやるっていうなら私も賛成というか、わかるんですが、何か農地を他のものにしろっていう話ですよ。北海道としてどうなのかなという印象ありますね。これ審議になった場合はまたそう思うんですけども。だからその、農業をやりたいという人に対して、今は農業やってないからあなたのところには農地はやれませんよという、そういう話ならなるほど何かうまい手はないのかなというふうに私も考えるんですけども、提案内容がどうもそうではなくて、農地をやめて何か別のアパートかマンションか何か、あるいは何か知りませんが、そういったものにしようという話なんで、ちょっとこれは賛成できかねるなど。提案内容がこのままでは、後で議論する分にはいいんですけども、そういう印象を持っております。以上です。

(宮田委員～内容って個表に書いてあるんですか。)

個表で言うと22ページですね。

(宮田委員～他用途に使えるようにするって書いてあるからね。他用途ね。)

○川城地域主権局長：

これは現行法令でもある程度可能だということですね。

○井上会長：

優良田園住宅というのでいくつか作ってるのがあるんですね。

○川城地域主権局長：

ただ、十分かどうかというところの議論はあろうかと思えますけれども。

○井上会長：

一応これ、賛成、反対それぞれあると思いますが、ここでそのところの決着をつけるというよりは、議論を今一度復活する余地を明示的に残しておくという意味で、先ほど申し上げたような形でお願いしたい。それはそれで今出た、佐藤委員のおっしゃってる限りにおいては、それはもっともなことでもありますし、改めて議論する機会があった時に、今一度佐藤先生から出てたような観点からの議論もやればいんだらうと思えますので、それはよろしくお願いいたします。

(川城地域主権局長～はい、わかりました。)

ほかよろしゅうございますか。

それで1点だけあれなんです、特区提案として検討すべきものというのは、先ほど田中参事のほうから詳細な説明があったと思うんですが、もう数か月前にいろんなことをやってきたことを繰り返し聞いてるような感じがかなりしてですね、今回あがってきた中でも馬と人は別ですが、かなり似通ったね議論、一番最初から出てくる保健師、助産師の確保というところで、このところも中身を見てくると、基準の設定ということと同時にその後にある及びの、施設の指定のというのは、これはもう延々と何回か議論をしてきた部分で、これから次回以降ですね、あるいは本格的な審議をする段階で、こういったものはきちんとまとめてですね、議論ができるように、事務的な手続きと言いますか、手順というのを、また事務局と相談しながらやらせていただきたいと思えます。もう何回も同じことの議論の繰り返しというのは、だから、確か私の記憶ではC I Qの話というのは2回ほどここでやったと思うんですね。ただそのところの記憶がないものですから、もう一度ちょっとこれ改めて、次回でも簡潔にお答えいただければと思えます。

それで時間の関係というのでありますが、次のところに進ませていただいてよろしゅうございますか。申し訳ありません。

(3) 検討テーマについてということでありまして。これは、第3回の提案というのを知事に答申する、その案を作るというのが我々にとっての責務ということになります。それで前回12月に行った時には、私のほうで事務局と相談しながらですね、とりわけ残されたテーマについて、どういう組み合わせで第3回答申のテーマとするのかということを検討させていただくということにしておりましてけども、実はその部分が明確に出ていないのですね。それではっきりしてますのは、1回目は非常に道民の皆さん方の身近な問題であったし、2回目の答申の時には北海道洞爺湖サミットというものをにらんでのテーマ設定でした。ですから今後、どういうふうにするのかということについて、結論を出していない部分もありますけれども、その辺りの経緯等について、事務局のほうからご説明いただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○田中地域主権局参事：

それでは第3回提案に向けました検討テーマについてでございます。

本日288件、頭の整理ということで、鳥瞰図的に見ていただきました。

それで道州制特区推進法の目的、北海道の自立的発展とございますので、やはり稼いでいく、そのための種を蒔くということで、税源の涵養などによって足腰の強い行財政基盤の確立が必要といった、大きなテーマがあると思います。

こうした点で見ますと、昨日ですか、札幌に住む本州企業の支店長、支社長のグループが、北海道経済が自立的に発展していくための提言ということで、いわゆる明日の北海道を考える会ということで、三井物産の高木支社長が座長をされておりますけれども、そういう道産子ということではなくて、いわゆる外から来た人の目という中で、北海道の自立的発展といったものを考えるという視点も貴重ではないかなと思っております。

そうした中で、例えばこういった提言もございましたので、一度テーマ設定に当たりまして、明日の北海道を考える会として、北海道をどう外から見てるかといったものを含めて、そういうのを踏まえて、またテーマ設定、絞り込みをしていくということが有効ではないかと思っております。

ただ一方で、道民生活の向上ということで、例えば今、釧路のほうにおきまして、コミュニティハウスの関係で、いろいろコミュニティハウスを作る時にどんな法律上の隘路があるかという、実際的な取り組みもやっております。そういう取り組みも進んでおりまして、言ってみるとそういった問題をテーマとして添えることができればなということだと思っております。

そう考えますと次回、14回になりますけれども、テーマ設定に当たりまして、例えば物産・高木支社長を日程が合えばになりますけれども、参考人としてご意見を伺うとか、それとともにまた、個別事項としましてはまだ地方自治の関係で積み残し等ございますので、そういったテーマ設定と、また個別の地方自治関係の積み残しといったもので各論といった形で、次回の運営ができればなというふうに気持ちでおります。

すみません、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

事務局のほうから説明がありましたけれども、説明の内容について若干補足した上で先生方のご意見をいただきたいと思っております。

つまり、第3回提案について、どういう形でテーマの設定をするのかということでありまして、それで、それについて必ずしもその目的で作られた資料じゃないと思うんですが、資料の4の個表というところのですね、間違いなくそうだ、その目的で作られたんじゃないんですが、その資料の4（個表）というのがあるって、その左側のページ、道民提案の実現手法等に関する整理票というのがあるって、私がこれから言及しようとしている部分は大分類のところなんです。それで例えば土地利用だとか環境保全というのは、これはこれまで答申の中に盛り込んできたもの。つまり我々はこの場でですね、一旦道民の皆さん方の意見を受け止めて議論をしたテーマということになります。それで私流にその残りの部分を、まず全部先に整理していくことが、半年も1年も前に意見を出したのに、委員会では審議すらしないというわけにはいかない、批判を受けてもいけないので、私どもは残されたテーマについて、とにかく順を追って議論をしていって、それが一通り済んだところでまた地方の緊急医療対策協議会に一旦ボールを投げてる部分の、ボールが返ってこないようですね、もう一度そのところに戻って整理をす

るという形をとるということでいかがかというふうには思っている。これは何回か申し上げました。

そして次の点も申し上げたことだと思いますが、残りの部分、手をつけていない部分で残ってるものは、大きく分けるとジャンルが2つ。1つは地域振興を中心とした経済関連の問題。これが例えば、例えばですよ、農林水産業の振興とか、とりわけ経済振興対策、雇用対策、あるいはHのところにあります地域振興対策、こういうところが適切な括り方、ネーミングじゃないかも知れませんが、経済関連、地域振興関係という形に、経済振興関係ということになるかと思えます。

そして、あと1つのジャンルというのは、G、I、Jのところ、子育て支援、教育・学校、福祉というところ。これがいわゆる住民の皆さん方の生活に極めて、日常生活に密着した部分。これもネーミングに問題があるかも知れませんが、いわゆる教育・福祉というような部分ということになるかと思えます。この2つのジャンル。

更に、第2回答申の時に、これいろいろ先生方に調べていただいて、未決着の部分が、これが地方自治というところで、これは十分議論しましたけども、結論を得ないままです。第3回以降に残してる部分があります。ですから少なくとも2ジャンル、プラス地方自治というのが、私どもがとりあえず第3回答申に向けて詰めなきゃいけないところなのかな。ただこれを、ジャンルごとにやるのが本当にいいのかなということもあります。

ですから、今事務局のほうからお話あった部分というのは、これはジャンルにとらわれずに、道民の皆さん方の関心の高いところ、それでジャンルの偏りがないようにということ言えば、1つは地域振興と中心とした経済関連の部分と、あとは何て言われたのかちょっと覚えてないけども、これは前回の道州制推進道民会議、あの時に福祉関係をやられた先生ですよ、

(川城地域主権局長～日置さん。)

日置さんですね。そのあたりのところを念頭に置いておられるんだと思えますが、そういう形で、こういうような方々を呼んで、少し直接的に道民の皆さん方の意見を聞きながらですね、経済とそして福祉というようなところで、クロス、たすきがけでやっていくのも、こちらのほうがいいのかなというふうには思ったり、これが第3の選択になります。それに地方自治を加えるということ。

それで、こういうような進め方というのが、先ほど事務局そして私なりに少し具体的に整理した形で、お話申し上げたんですけども、今後の進め方についてということ、ご意見をいただければというふうには思います。

検討テーマについてというところで、ご意見いただければと思います。

いかがでしょうか。

宮田委員どうぞ。

○宮田委員：

質問ですけども、19年度はやっぱり、やるべき検討については、残ってるところはしっかりやるべきだということなんですが、平成20年度というのは、どういうふうになっていくのかというか、このまま委員会は継続されていくのでしょうか。会長。

○井上会長：

意味がよくわからないんですが。いわゆる、宮田委員ここから20年度に逃げ出すわ

けにいかないんですね。

(宮田委員～逃げ出しませんけど。)

20年度の末までね、あるんですから。ですから、私としましては、後ろのほうにスケジュールというのが、次の議題にあります。1つはあまりこう、去年の後半のようなやつはもうちょっと、正直言って勘弁してくれよというのがあるけれど、今度逆に今年に入って1月なしで2月1回で、恐らく2月2回目開けないのではないかと思います。こういう間隔では今度はまたね、追いつかないということですから、できれば1か月に2回ぐらいというような形でね、皆さん方の日程がつけばやっていきたい。その中で、なるべく早い時期に通りのテーマについては、私どもでスキヤニングしましたと、検討してレビューしましたというような形には持って行きたい。

それで質問のところにもう少し具体的にお答えすべきなのかも知れませんが、それはスケジュールのところに関係するんだと思いますが、結局3か月に1本ね、答申というのは、これはもう私たちは耐えられない。ですからもう少しね、間隔をおいてというふうに思っています。

それでスケジュールのところでは1点だけ付け加えると、要するにこれ国にあげていきますから、今度は国に、これからのやつというのは、国の財政措置だとか、法の改正というのがありますので、少しそのあたりをにらみながらかなというふうに思っています。

○宮田委員：

ありがとうございます。それを聞きたかったんですね。

それで年間、もう2月になっちゃったんですけど、僕、大体1年間のスケジュール立てちゃってるんで、大体この時期に予算だとか何とかがあるから、答申ねらうのはこの時期です、何月、何月、何月というのを、大体年間のスケジュールを教えておいていただきたい。だからこの時期はつまってやる、つまってやる、つまってやるというような、メリハリが必要だと思うんですが、それと同時に先ほど道内のね、支店長の皆さんが集まっているいろんなアイディアを出された。それを聞くのも1つだとは思いますが、やっぱりどこかのタイミングである程度終わったら、これまでやってきた道民提案だとかね、それから、これから向かってく北海道のそういったいろんな部分での取り組みだとか何とかということで、やっぱり道民を喚起するようなイベントなのか番組なのかわかりませんがやって、そこからもう一度皆さんから改めてダイナミックな、あるいは北海道らしい道民提案をね、もっと集めてくるっていうようなところに結びつけていかなきゃなんないと思ってまして、それについても考えていただきたい。それでその、支店長の皆さんだけじゃなくて、これ昨日のたまたまカジノの中でのいろんな提言があったレビューなんですけども、これやっぱりいろんなところから出てたし、青年会議所からも出てるし、観光連盟からも出てるし、明日の北海道を考える会ってこれ道経連の中にもあるし、それから経済団体連合会もあるしね、各団体がいろんな意味で道に対してそういった提案をしてるんじゃないかと思うんですよ、既に。それで、やるんだしたら1つの団体の方達のね、アイディアだけをもらって検討しましたってことにはならないんじゃないかと僕は思うので、だからどこかのタイミングでは大きく今まで出ている、そういった案だとか、それからその方々も出される貴重なアイディアについてもね、ある程度ちゃんと扱わなければ、なんでその団体だけのあれを扱ったんですかと。過去に出てみんなのアイディアはどうなんですとか、それらも含めてだからどこかのタイ

ミングではちゃんとアナウンスして、きちっと募集したものに対してヒアリングするならするというをしないと、片手落ちなんじゃないかなという、ちょっと先ほどの説明では印象を持ちましたけども。

○井上会長：

いやこれ私のほうからお答えします。

今、宮田委員がおっしゃられたことは、私のほうも事務局とは、具体的には目に見えてない部分もあるのですが、これは検討しています。それで、私の頭の中で整理してる部分は、宮田委員の意見では2点ありまして、後ろのほうの点からいくと、これはどうしてもね、私どもがやるのは、これは数少ない人数で道民の皆さん方の意見をね、全部きちんと正確に整理、責任は持とうとしてますけれども、整理できるのかどうかという問題がある。つまり私どもは、道民の皆さん方のほうから生の声は聞いていないということもあるし、一番私自身が大事だと思っているのは、これは国にあげたものが潰されるか潰されないか、潰されるんだったら道民の前で殺してくれというぐらいのね、ことであるし、やっぱり道民の皆さん方がこれを1つのきっかけとして、地域主権だとか住民参加だとかね、そういうようなところをきちんと自覚して、そして責任をもった行動を取ってもらえる1つのきっかけにすればいいというところの観点ですので、結論のところは、これは事務局のどなたかがはっきり覚えてないんですが、1、2か月前のことなんです、たかがね。釧路でやろうというような話は、これはしておりましたので、それとか旭川だとかね、いくつかのところで、いわゆるタウンミーティング的なね、ものをやればということだと思ってますので、これは少し具体化できる段階でまたここにね、提起させていただきたいというふうに思っております。それであと1つ、これは事務局のほうから少し具体的な名前が出ましたけども、これが物産の高木氏、読売新聞か何かにならずと道州制の話を書かれていたということなんです、カジノの問題について、カジノを私が支持してる支持してないというのは別としてね、先ほど読まれた中で、要するに道経連の提案、あれが彼が座長になってやってる部分なんです。

(宮田委員～明日の北海道を考える会。)

そうです。それでその中にカジノの話も出てるんです。というようなことなので、いろんな人を呼べればいいということですが、時間の関係もあるので、一番適切な人を呼べばということで、経済的なというところのテーマの部分では、少しそれを1つの考え方、考え方というか、議論のたたき台にすればいいなというふうに思ってます。2番目のところはそういう形で長い話になりましたけども、これは前回以前の議論の中で、道州制についてちょっと議論をというような話が複数の委員から出ました。ただ道州制というのは、これ一番最初堀知事の時にやって、佐藤先生も一緒だったと思いますが、道州制、道州制と言っても、これ何回も私ずっとやっていますが、会をやるたびに意見がまとまらない。みんな別のことを考えてるということですから、ここで共通な道州制の認識を持って前に進むわけにはいかないので、そしてここの委員会のミッションというのは、道州制を議論することではなくて、道州制特区提案検討委員会ということで、かなり技術的な部分になってるので、原点にかえるのはいかながなものかなというふうな観点で、多分前回申し上げたかも知れませんが、とは言いながら、やはり道州制というのはみんなで検討していかなきゃいけない、考え方は整理しなきゃいけないということで、そういうことに最近発言されている方ではということ、事務局と話し合ったということで、2点に絞って言いましたけども、宮田委員のご意見は近々、具体的に目に見える

ような形でさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○佐藤委員：

検討テーマについてというところに話を戻しますとですね、先ほど会長おっしゃったのがですね、経済対策とか教育・福祉とか、この並んでる項目でおっしゃったのは、それはわかるんですけども、でも1回目は道民の関心の高いところ、2回目はサミットに関連してという、何かこのテーマでやってるわけじゃないんですよね。だから、3回目はその他残されたところ、ぐらゐにしておいてやるか、あるいはもっと違つた視点の、この大分類のテーマというのではなくてですね、何かそこを横断するようなテーマということになるのかなと思つていたのですが、会長おっしゃるような方向でも別に反対ではないんですけども、何かちょっと視点がずれちゃうのかなという感じがいたしました。

○井上会長：

またこれも私が答えますが、先ほど私は第3の選択ということで、大きくこれをあえて整理すれば2つのジャンルに分かれる。それでAというジャンル、Bというジャンルという形で括りながら進めていくというのは、若干無理があるんじゃないかというふうに思つて、第3の選択で、要するに残された大分類の項目のところを中心に議論していけばということの提案をさせていただいたので、必ずしも佐藤委員がおっしゃられていることと矛盾するというふうに私は思つていなくて、とりあえず今日の段階で、何をテーマに議論をするかということ、まだ決めかねているというふうに申し上げたので、次回はできれば経済関連のところでご意見をいただいて、そしてその次になるか、もう少し間隔があくかわからないけれども、とりあえず福祉のところ、それをどちらを先にやるのかということの検討をしていく。それでそれ以降、また他のところのジャンルで出てくれば、それなりにそこに造詣の深い方を呼んでくればよいと思うんですね。ですから1回、2回やってくる中で、いずれにしても全部のところを網羅すると言つても、この70か80ありましたよね、そここのところを秩序なくやるというわけにはいかないので、次回あるいはその次の回に、どういうところを中心にしながら議論をしていこうかということが絞り込めれば、それでいいのではないかというふうに思つますので、その段階で佐藤委員をはじめとして、こういうところを中心に、絞り込む必要ということはないのかも知れませんが、こういうところを中心に、第3回答申に向けて議論していこうということのご提案をいただいて、みんなで議論して方向性を決めていくということで、いかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

ありがとうございます。

それで、時間…。

(宮田委員～次回は経済、地域振興ということがテーマになるんですか。)

そうですね。ただそこのご議論、ただ予定が取れるかどうかともわからない。

それでそここのところがありますので、次回もう少し、いずれにしても経済と福祉あたりのところで、整理した形で、今度は提案させていただいて、これからどういう方向にウェイトを置きながらということの焦点が、少なくとも次回、その次の回ぐらゐまでに

絞り込めるような形でテーマを提出させていただきたいと思います。

それで事務局のほうから何かありましたよね。

スケジュールについて、私言い残した、説明が足りない部分がありました。

調整してもらわなきゃいけない。

○田中地域主権局参事：

資料5、スケジュールをつけてございますが、ただただ大変ハードな中でありがとうございますということで、一応過去の整理と、あと年内、今日13回目でございますが、2月下旬から3月中旬とおいてますが、ここもちょっといろいろ日程調整、只今行っておりますけども、皆さんちょうど年度末でございます、その辺また調整させていただきながら、14、15とできればこういう方向で、進めていきたいということでございます。あと先ほど宮田先生のほうからございました、今後の国のスケジュールというのは、先ほど会長からもちょっとございましたが、実は通常国会、1月から6月と、また予算が8月締めといったものの中で、何回受けるかというのは、国との内閣府との間ですね、ルールができておりません。従いまして、大変恐縮でございます、4月以降どこをターゲットに進めていくかというのが、今の段階でつかみ得ないということで、先ほど会長のほうからもございましたが、月1～2回というペースを維持しながら何とか進んでいければというふうに思っております、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○井上会長：

それで、今のところで(5)の、次回(第14回委員会)についてというのは、これでいいんですか。これからスケジュールの調整をさせていただきますということ。そのところを確認しておけばいいですね。

先生達には本当に申し訳ない。これ間延びして、あとまた1か月おいて新年度から1回やりはじめるかというわけにはいかないと思ひますので、年度内に、少なくとも定足数に達する限りで、あと2回ほど開いていただいて、いずれにしても雪が溶け始める頃からかなり集中的な、集中的なって、日程を集中するんじゃなくてテーマを絞り込んだ形で議論させていただきたいというふうに思ひます。

ちょっと私の話が長くて、時間をオーバーしてしまいましたけども、最後になりますけれども、何か言い残されたこと等々がありましたら、委員の先生方からのご意見いただいて終わりたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

よろしいでしょうか。

すみません、よろしくお願ひいたします。

じゃあこれで閉会ということで。

長時間にわたってご苦勞様でした。